

令和7年2月28日

令和7年第1回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I	地震被害想定調査結果と新たな地震防災戦略（案）	1
II	神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正	10
III	茅ヶ崎市域における津波災害警戒区域の指定	12
IV	箱根山火山防災に係る取組状況	14
V	令和6年度の主な防災訓練の実施状況	15
VI	かながわ消費者施策推進指針の改定	17
VII	「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づくくらし安全防災局所管条例の見直し結果	20
VIII	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の取組状況	21
IX	東日本大震災及び能登半島地震の被災地への任期付職員の派遣	22
参考資料1	神奈川県地震被害想定調査 応急対策シナリオ 被害・応急対策活動編 文章版(大正型関東地震：冬・平日18時発災)（案）	
参考資料2	神奈川県地震被害想定調査 県民シナリオ（案）	
参考資料3	能登半島地震を踏まえた本県の地震防災対策の検証（案）	
参考資料4	神奈川県地震防災戦略の検証結果（案）	
参考資料5	神奈川県地震防災戦略（案）	
参考資料6	神奈川県石油コンビナート等防災計画（修正案）	
参考資料7	かながわ消費者施策推進指針（第4次）改定案	
参考資料8	条例の見直し結果一覧表	

I 地震被害想定調査結果と新たな地震防災戦略（案）

昨年度から2か年で地震被害想定調査の見直しと新たな地震防災戦略の策定に取り組んでいる。現時点における地震被害想定調査結果と新たな地震防災戦略（案）の概要は、次のとおりである。

1 地震被害想定調査結果

(1) 対象地震

本県で想定される地震については、前回の調査以降、新たな知見がなく、次の地震を対象とする。

ア 対象地震

地震名	Mw	県内最大震度	発生確率
都心南部直下地震	7.3	横浜市・川崎市を中心に震度6強	南関東地域のM7クラスの地震が30年間で70%
三浦半島断層群の地震	7.0	横須賀三浦地域で震度6強	30年以内6～11%
神奈川県西部地震	6.7	県西地域で震度6強	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生
東海地震	8.0	県西地域で震度6弱	南海トラフの地震は30年以内80%程度
南海トラフ巨大地震	9.0	県西地域で震度6弱	南海トラフの地震は30年以内80%程度
大正型関東地震	8.2	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内ほぼ0%～6% 2～4百年の発生間隔

イ 参考地震

地震名	Mw	県内最大震度	発生確率
元禄型関東地震	8.5	湘南地域・県西地域を中心に震度7	30年以内ほぼ0% 2～3千年の発生間隔
相模トラフ沿いの最大クラス	8.7	全県で震度7	30年以内ほぼ0% 2～3千年あるいはそれ以上の発生間隔
慶長型地震	8.5	津波による被害のみ想定	評価なし
明応型地震	8.4	津波による被害のみ想定	評価なし
元禄型関東地震と国府津－松田断層帯の連動地震	8.3	津波による被害のみ想定	評価なし

(2) 被害量の推計（速報値）

6つの対象地震の被害量の推計結果は次表のとおりである。

※ 冬18時発災の場合

※ 推計結果の1の位を四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

※ 国が現在、調査を進めている「南海トラフ巨大地震」に係る被害想定
の推計手法も踏まえ、最終的な被害量を算出する。

ア 死者数・避難者数 (人)

地震名	直接死				災害 関連死	避難者数 (最大)
	揺れ等	火災	津波	合計		
都心南部 直下地震	1,820	30	0	1,840	4,560	1,138,750
三浦半島 断層群の地震	710	10	0	710	1,590	409,420
神奈川県西部 地震	140	0	120	270	180	44,000
東海地震	10	0	算出中	算出中	220	54,520
南海トラフ 巨大地震	10	0	算出中	算出中	330	82,370
大正型 関東地震	13,360	400	6,070	19,830	10,350	2,586,770

イ 全壊棟数 (棟)

地震名	揺れ等	津波	合計
都心南部直下地震	42,900	20	42,920
三浦半島断層群の地震	15,810	20	15,830
神奈川県西部地震	3,220	220	3,440
東海地震	210	2,760	2,970
南海トラフ巨大地震	300	5,470	5,770
大正型関東地震	299,970	3,330	303,300

(3) シナリオ型被害想定

ア 応急対策シナリオ

定量的な数値（被害量）で表せない時間の推移で変化する被害の様相（余震、津波、火災、救出、避難、ライフライン、交通機関・帰宅困難者、道路等）と、それに伴う自治体（県統制部、市町村）の対応を描く応急対策シナリオを作成した。（「参考資料1」参照）

イ 県民シナリオ

地震発生時に県民が直面する場面と取るべき行動、事前対策などを描く県民シナリオを作成した。（「参考資料2」参照）

※ 県民シナリオの概要（合計181場面）

	場面
① 一般県民編	<ul style="list-style-type: none"> ・家具の下敷き ・火災発生 ・自宅に津波が迫る ・会社のオフィスビルで被災 ・デマでパニック ・電車に閉じ込め ・道路寸断により地域が孤立 ・エレベーターに閉じ込め ・高層マンション内で火災発生 ・余震で土砂災害が迫る ・駅で帰宅困難に ・外出先で津波が迫る ・車で移動中に津波が迫る ・避難所の衛生環境が悪化 <p style="text-align: right;">など、合計97場面</p>
② 要配慮者編	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターに閉じ込められた視覚障がい者 ・エレベーター停止により、孤立したマンション高層階の肢体不自由者 ・土砂災害の兆候に気付かない聴覚障がい者 ・駅で帰宅困難になる知的障がい者 ・電車に閉じ込められる車いす利用者と肢体不自由児者 ・高層マンションの上層階で孤立した高齢者 ・盲導犬とともに避難所に避難した視覚障がい者 <p style="text-align: right;">など、合計64場面</p>
③ 事業者編	<ul style="list-style-type: none"> ・社員が帰宅困難になった会社 ・園児の引き渡しに時間がかかっている保育園 ・消火栓が破損し、消火が困難になる消防団員 ・踏切封鎖解除の対応に苦慮する鉄道会社 ・避難所の開設に手間取る自治会担当者 ・人員不足で福祉避難所の運営に苦しむ入所施設 ・生活環境の悪化により、広域避難の判断に迷う高齢者施設 <p style="text-align: right;">など、合計20場面</p>

2 能登半島地震の検証と現在の地震防災戦略の評価

(1) 能登半島地震を踏まえた本県の地震防災対策の検証

本県にとって参考とすべき能登半島地震における21の状況を抽出し、現行の地震防災戦略に基づく対策の検証と新たな戦略の方向性について検討結果を取りまとめた。（「参考資料3」参照）

(2) 現行の地震防災戦略の検証報告

能登半島地震の検証等を踏まえ、現行戦略の評価を行った。（「参考資料4」参照）

評価のポイント

- 30の重点施策については、概ね着実に対策の推進が図られているが、防災意識の向上や地域の防災体制など、設定目標に届かず、継続的に対策強化に取り組む必要がある重点施策もある。
- 現行戦略の対象期間における減災効果は、減災目標（50%）には達しないものの、概ね約37%と推計される。この要因は、社会全体の強靱化が進展したことに加え、戦略に基づく県民総ぐるみの対策の推進が一定の成果をあげたと考えられる。

3 新たな地震防災戦略

(1) 県民意見の募集結果

ア 意見募集期間

令和6年12月19日から令和7年1月17日まで

イ 意見提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ

ウ 意見募集結果

43件

エ 意見区分とその反映状況

(ア) 意見区分

区 分	件 数
1 全般に関する意見	5件
2 基本的事項に関する意見	1件
3 各プロジェクトに関する意見	36件
4 その他	1件
合 計	43件

(イ) 反映状況

区 分	件 数
A 戦略に反映させたもの	18 件
B 意見の趣旨が既に盛り込まれているもの	2 件
C 今後の取組において参考にするもの	22 件
D 戦略に反映できないもの	0 件
E その他（質問など）	1 件
合 計	43 件

(ウ) 主な意見

- ・ 災害時に支援活動を行えるようなボランティアの育成を目的とした研修等の機会があるとよい。
- ・ 防災訓練には障がい者も参加し、地域住民や支援者との連携を深め、いざという時に助け合える関係を築けるようにしてほしい。
- ・ 消防団と自主防災組織も高齢化、加入率減少の課題を抱えている。地域には赤十字奉仕団やNPOなど様々な団体があると思うので、消防団や自主防災組織と断定しない体制強化が望まれる。
- ・ 要配慮者の取組が盛り込まれたP J 6に賛同する。当事者やその家族が、例えば訓練などに参画しやすい環境作りに取り組んでいただきたい。

(2) 新たな地震防災戦略（案）

詳細は「参考資料5」のとおり

ア 目指すべき将来の姿

「誰一人取り残さない」防災を目指して

イ 当面の目標期間

令和7年度から令和16年度までの10年間

ウ 減災目標の設定

大正型関東地震による死者数を半減（災害関連死を含む）

エ 施策の方向性・視点

(ア) 災害に弱い立場に目を向ける

(イ) DXの推進

(ウ) まちづくり

(エ) 自助、その延長にある共助

(オ) フェーズフリー

オ 重点プロジェクトと県の主な重点施策

P J 1	防災におけるDXの推進	(重点施策の数: 7)
<ul style="list-style-type: none"> デジタル技術を活用した普及啓発を強化する 災害復旧や生活再建におけるデジタル技術の活用を図る 災害情報の受伝達体制を強化する など 		
P J 2	防災に関する知識・意識の向上	(重点施策の数: 6)
<ul style="list-style-type: none"> あらゆる媒体を活用した普及啓発を展開する 共助の担い手を確保する 女性の視点を踏まえた防災対策を推進する など 		
P J 3	減災に資するインフラ整備	(重点施策の数: 7)
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害対策を充実させる 道路等の防災対策を強化する 上下水道の耐震化を進める など 		
P J 4	建築物の耐震対策の推進	(重点施策の数: 4)
<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化を支援する 要配慮者の避難対策を支援する 緊急輸送道路の沿道建築物や防災上重要な公共施設等の耐震化を促進する など 		
P J 5	避難対策の強化	(重点施策の数: 12)
<ul style="list-style-type: none"> ストレスを感じない避難所を迅速に立ち上げる体制を整備する 温かい食事など、TKBに係わる民間団体との連携を強化する 市町村の避難対策への支援を強化する トイレプロジェクトを充実展開する など 		
P J 6	要配慮者対策	(重点施策の数: 7)
<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難支援体制を強化する 福祉避難所の運営体制を強化する 観光客の安全・安心の確保に取り組む など 		
P J 7	地域防災の体制強化	(重点施策の数: 5)
<ul style="list-style-type: none"> 研修・訓練を充実させる 消防団の活動体制の強化を支援する 災害救援ボランティアや民間団体の活動を促進する など 		

P J 8	災害時保健・医療・福祉提供体制の充実強化 (重点施策の数: 5)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健・医療・福祉の提供体制を強化する ・ 災害時医薬品等の供給体制を整備する ・ 医療機関、社会福祉施設等の要配慮者利用施設の災害対応力強化を図る など 	
P J 9	災害時応急・受援体制の強化 (重点施策の数: 9)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践的な訓練の充実展開を図る ・ 消防の災害対応力を強化する。 ・ 災害救助の実施体制を強化する ・ 航空機の運用体制を強化する など 	
P J 10	被災者の生活再建と被災地の迅速な復旧 (重点施策の数: 6)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者支援体制を確立する ・ 被災家屋の撤去や災害廃棄物の処理体制の確保を支援する ・ 迅速かつ円滑な災害救助の実施体制を強化する など 	

カ 減災効果が期待できる取組

減災効果が期待できる取組を、「数値で示せる取組」と「数値で示せない取組」に分けて提示する。

(ア) 減災効果が数値で示せる取組

地震被害想定調査の推計手法を使い、3つの取組について減災効果を示す。

○ 揺れの減災効果（大正型関東地震）

取組	死者数		
	現状	旧耐震住宅が 50%減少した場合	旧耐震住宅が 70%減少した場合
旧耐震の住宅 (木造)の耐震 化を行う (旧耐震の住 宅(木造)の減 少)	11,510人	6,900人	5,060人

○ 津波の減災効果（大正型関東地震）

※ 避難率は、地震発生から5分以内に避難行動をとる人の割合

取組	死者数		
	現状 (避難率30%)	避難率50%	避難率70%
津波から迅速に避難する (津波避難意識の向上)	6,070人	4,910人	4,050人

○ 火災の減災効果（大正型関東地震）

取組	出火件数		
	現状 (設置率6.7%)	設置率30%	設置率50%
感震ブレーカーを設置する (感震ブレーカー設置率の向上)	1,590件	1,310件	1,120件

(イ) 数値で示せないが、高い減災効果が期待できる取組

平時の取組が災害時にも活用できるフェーズフリーの取組例を示す。

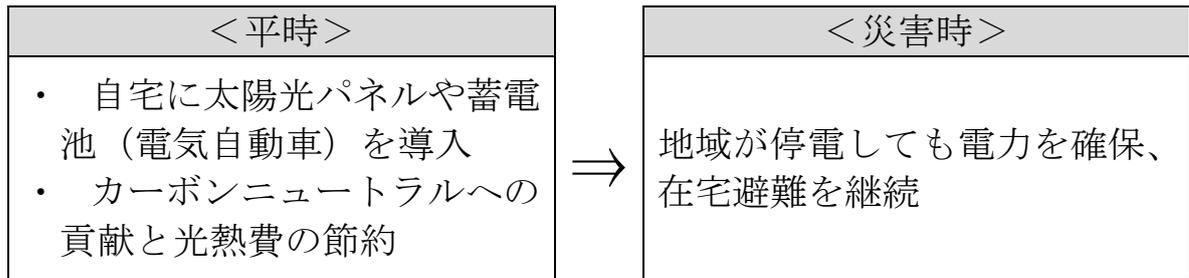
○ ローリングストックによる備蓄

<平時>	⇒	<災害時>
レトルト食品などを多めに買い置きしておき、先に買ったものから使用していくとともに、使用した分を買い足していく		買い置きした物資で在宅避難

○ マイナンバーカードとかながわ防災パーソナルサポートの活用

<平時>	⇒	<災害時>
<ul style="list-style-type: none"> マイナンバーカードで利便性の向上 かながわ防災パーソナルサポートで防災情報を入手 		マイナンバーカードやかながわ防災パーソナルサポートを活用してきめ細やかな支援の提供

○ 太陽光発電の導入



4 主なスケジュール

令和7年3月 神奈川県防災会議に新たな地震防災戦略（案）を提出、地震被害想定調査結果を報告
同会議で決定後、新たな地震防災戦略及び地震被害調査結果を公表

Ⅱ 神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正

コンビナート地域における高圧ガスの製造許可等の権限を横浜市及び川崎市に令和7年4月1日に移譲することに伴う修正、及び前回修正（令和2年3月）以降の時点修正を行う。

1 経緯

神奈川県石油コンビナート等防災計画の修正素案について、令和6年9月の県、横浜市、川崎市、関係機関及び特定事業者の代表で構成する神奈川県石油コンビナート等防災本部幹事会における審議及び県民意見反映手続を行い、石油コンビナート等防災計画の修正案をまとめた。（「参考資料6」参照）

2 県民意見の募集結果

(1) 意見募集期間

令和6年10月28日（月）から令和6年11月26日（火）まで

(2) 意見提出方法

電子メール、郵送、ファクシミリ

(3) 意見募集結果

1件

(4) 意見とその反映状況

ア 意見

区 分		件 数
1	権限移譲に伴う修正に関する意見	0件
2	時点修正に関する意見	1件
	計画に掲載する「地区別特定事業所立地概況図」を、最新の図に更新すべき	
合 計		1件

イ 反映状況

区 分	件 数
A 計画に反映させるもの	1件
B 意見の趣旨が既に計画に盛り込まれているもの	0件
C 今後の取組において参考にするもの	0件
D 計画に反映できないもの	0件
E その他	0件
合 計	1件

3 主な修正内容

(1) 権限移譲に伴う県、横浜市及び川崎市の役割の見直し

権限移譲後も、従前と同様にコンビナート地域における防災活動、応急活動等が適切に実施できるよう、県、横浜市及び川崎市の役割を見直し、実施責任や処理すべき事務等に反映する。

(2) 時点修正

- ・ 大型の石油タンクに義務付けられている地震対策について、猶予期間が令和6年3月に満了したことを踏まえた修正を行う。
- ・ 危険物施設に関する風水害対策を推進するため、特定事業所において、国の防災基本計画に沿った規程類の整備及び必要な措置等を講じる旨を追加する。
- ・ 機関名の追加・変更等の語句修正を行う。

4 今後のスケジュール

令和7年3月 神奈川県石油コンビナート等防災本部会議に付議、
決定後、公表

Ⅲ 茅ヶ崎市域における津波災害警戒区域の指定

1 概要

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月施行）では、知事は、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、警戒避難体制を特に整備すべき区域を、津波災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）として指定することができることとされている。

警戒区域を指定することにより、市町による避難場所の指定や要配慮者利用施設等による避難確保計画の作成などが行われ、避難体制が強化されることから、県は指定を進めている。

これまでに、藤沢市、小田原市、大磯町、二宮町、真鶴町及び湯河原町の2市4町で警戒区域を指定しており、このたび、茅ヶ崎市との調整が整ったことから指定を行う。

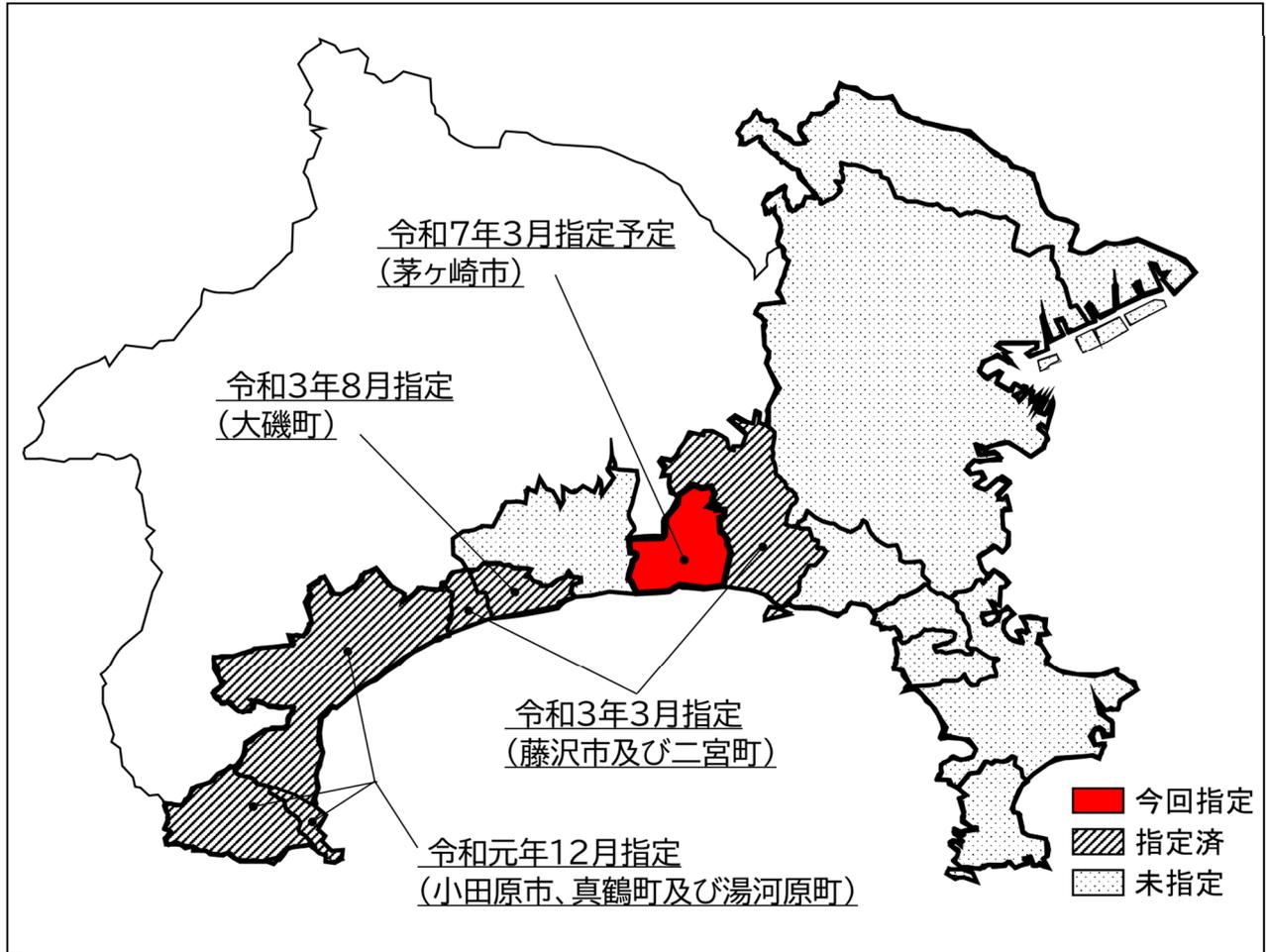
2 これまでの経過

令和6年12月	県及び茅ヶ崎市による住民説明会を実施
令和7年2月	茅ヶ崎市への意見聴取

3 今後の予定

令和7年3月に警戒区域を指定する。その他の市町についても、引き続き、指定に向けて取り組んでいく。

○津波災害警戒区域指定状況図



IV 箱根山火山防災に係る取組状況

箱根山火山防災に係る取組状況は次の通りである。

1 箱根山ハザードマップの見直し

箱根山に関する最新の調査研究等で明らかになった知見を、避難計画等に反映させるため、その基礎資料となるハザードマップの作成に向けて、「箱根山ハザードマップ検討部会（令和5年4月設置）」及び「箱根山火山避難計画検討部会（令和6年4月設置）」において、有識者を交えて、噴火で想定される火山現象や影響範囲等について検討している。

2 箱根山火山避難計画等の改定

箱根山ハザードマップの検討を踏まえて、「箱根山火山避難計画検討部会（令和6年4月設置）」において、有識者を交えて、避難対象地域、避難経路、避難場所等の検討を行い、「箱根山（大涌谷）火山避難計画」の改定に取り組んでいる。

また、火山活動の状況に応じて警戒が必要な範囲と住民等のとるべき防災対応を5段階に区分して発表する「噴火警戒レベル」についても見直しを行っている。

3 今後のスケジュール

令和7年3月 箱根山火山防災協議会に、ハザードマップ及び避難計画（案）を付議し、決定後公表予定

V 令和6年度の主な防災訓練の実施状況

令和6年第3回定例会の防災警察常任委員会（令和6年12月9日）以降に実施した主な防災訓練の実施状況は、次のとおりである。

1 神奈川県・横須賀三浦地域5市町合同図上訓練

大規模地震発生時における、県・市町相互の連携や応急対策活動の対応力の強化等を図るため、神奈川県・横須賀三浦地域5市町が合同で図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和7年1月29日(水)

(2) 場所

神奈川県庁、横須賀合同庁舎、横須賀三浦地域5市町庁舎ほか

(3) 訓練内容

令和7年1月29日午前1時に三浦半島断層群を震源とするマグニチュード7.0の地震が発生し、発生から12時間経過したとの想定の下、県や横須賀三浦地域の5市町等がそれぞれの被害状況に沿った災害応急対策に係る図上訓練をロールプレイング方式で実施した。

(4) 参加機関等

ア 参加機関等

15機関（県、横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、民間事業所等）

イ 参加人数

183人

2 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練

弾道ミサイルに係る情報が伝達された場合における、避難住民のとりべき対応・行動の確認と普及・啓発を図ることを目的として実施した。

(1) 実施日

令和7年2月10日(月)

(2) 場所

メタックス体育館はだの（秦野市総合体育館）

(3) 訓練内容

X国から弾道ミサイルが発射され、我が国に飛来する可能性があることが判明。模擬Jアラートの情報に基づき、訓練参加者に弾道ミサイル発射メッセージを伝達し、参加者は避難施設に避難する訓練を実施した。

(4) 参加機関等

ア 参加機関等

7機関（県、内閣官房、消防庁、秦野市、秦野警察署、秦野市消防本部、秦野市自治会）

イ 参加人数

62人

3 かながわ消防訓練

単独の消防本部では対応困難な局地災害が発生したことを想定し、県及び県内全消防本部が一丸となって被災地の消防本部を応援する訓練を実施した。

(1) 実施日

令和7年1月24日（金）

(2) 場所

県消防学校（厚木市）、市町消防本部（県内全域）

(3) 訓練内容

ア 情報受伝達訓練

Kアラート（LINE WORKS）による県と各消防本部との情報受伝達

イ 実動訓練

- ・ 県消防応援隊による被災地の活動拠点への出動
- ・ 消防水利が不足した状態での家屋密集地域における火災対応
- ・ 地震により倒壊したビル及び家屋から、災害救助犬との連携やドローンを活用した捜索、救助
- ・ 崩落した土砂に埋没した家屋、車両及び歩行者の捜索、救助

(4) 参加機関等

ア 参加機関

25機関（県、県内23消防本部、NPO法人日本救助犬協会）

イ 参加人数

233人

VI かながわ消費者施策推進指針の改定

1 改定の趣旨

県では、中長期的視点に立った消費者施策の基本方針として、平成18年3月に「かながわ消費者施策推進指針」(以下「指針」という。)を策定し、平成27年3月と令和2年3月の改定を経て、消費生活相談、消費者教育や事業者指導といった様々な施策に取り組んできた。

令和6年度で改定後5年となることから、消費者を取り巻く社会状況の変化や課題などを踏まえ指針を改定することとし、神奈川県消費生活審議会(以下「審議会」という。)への諮問・答申を経て、改定案を作成した。

2 これまでの経緯

令和6年5月～12月 審議会による審議(全3回)
令和6年6月、9月 防災警察常任委員会に報告
令和6年10月 改定素案に対する県民意見募集を実施
令和7年1月 審議会から答申

3 改定素案に対する県民意見反映手続の実施状況

(1) 意見募集期間 令和6年10月1日～10月31日まで

(2) 意見件数 73件

(3) 意見の項目別件数

	項 目	件数
1	指針の趣旨、基本理念等に関する意見	2
2	消費者をめぐる現状と課題に関する意見	9
3	重点的取組に関する意見	10
4	基本方向1 消費者力の育成・強化に関する意見	18
5	基本方向2 消費者トラブルへの対応と被害の救済に関する意見	9
6	基本方向3 事業者への指導等による消費者の利益の保護に関する意見	6
7	基本方向4 「オールかながわ」による消費者施策の推進に関する意見	8
8	その他(全体に対する意見等)	11
	計	73

(4) 意見の反映区分

区 分		件数
A	指針（改定案）に反映する意見 （一部を反映する意見を含む）	28
B	既に取り組んでいる、又は既に指針（改定案）に反映済みの意見	17
C	今後、事業を計画する（実施する）際の参考とする意見	28
D	指針（改定案）に反映しない意見	0
計		73

(5) 主な意見

- ・ 「誰も取り残さない」視点で有効な施策を展開してほしい。
- ・ デジタル化に対応できる消費者力を高めつつ、デジタルに頼らない工夫と知恵も大切にしてほしい。
- ・ グローバル化に起因する消費者トラブル対策も課題。
- ・ 県内自治体へ、見守りネットワークの推進を喚起、支援すべき。
- ・ 悪質な事業者へ積極的な対応を講じるよう求める。
- ・ 審議会の意見を施策や事業に反映し、実績を検証すること。

4 改定案の概要

改定素案策定後、県民意見反映手続による県民意見を反映するとともに、審議会での更なる審議を行い、より具体的な表記への修正や、分かり易く伝える内容への変更等、県民目線での工夫を行った。

改定案の概要は、次のとおりである。

(1) 重点的取組

- ・ 誰ひとり取り残さない消費者施策の推進
- ・ デジタル社会に対応した消費者力の育成

(2) 基本方向

ア 消費者力の育成・強化

- ・ 消費者トラブルの未然防止と消費者の対応力向上
- ・ 消費者トラブルの未然防止に向けた環境整備
- ・ 持続可能な社会の形成に貢献する消費行動の促進

イ 消費者トラブルへの対応と被害の救済

- ・ かながわ中央消費生活センターにおける相談対応
- ・ 消費者被害の救済
- ・ その他の被害への対応

ウ 事業者への指導等による消費者の利益の保護

- ・ 不当な行為を行う事業者への指導等による取引の適正化
- ・ 消費者から信頼される事業者活動の促進

- ・ 商品やサービスの安全・安心の確保
- エ 「オールかながわ」による消費者施策の推進
- ・ 関係団体や市町村の取組みの支援
- ・ 関係団体や市町村との連携

(3) 改定案

参考資料7のとおり

5 今後のスケジュール

令和7年3月 指針を改定

改定素案に対する県民意見反映手続結果を公表

Ⅶ 「神奈川県条例の見直しに関する要綱」に基づくくらし安全防災局所管条例の見直し結果

県では、条例を常に時代に合致したものとすることを目的として、一定期間ごとに条例の見直しを行う全庁的な仕組みを定める「神奈川県条例の見直しに関する要綱」を制定し、平成20年4月1日から施行した。

条例の見直し周期は、5年を経過するごととしているが、今回、くらし安全防災局において所管する次の条例について、当該要綱に基づく見直し作業を行ったので、その結果を報告する。

1 条例の見直し結果

条 例 名	見 直 し 結 果
神奈川県犯罪被害者等支援条例	潜在化しやすい子どもの被害を防止する姿勢をより明確にし、支援、施策に反映させるため、改正及び運用の改善等を検討する。
神奈川県消費生活条例	消費者の健康又は身体の安全性確保の観点から、サービスの安全性に対するチェック機能の向上を図るため、改正及び運用の改善等を検討する。

2 見直し結果に基づく措置の予定

今後、改正内容について検討を行い、改正をすることとした場合には、原則として1年以内に議会へ改正案を提出する。

Ⅷ かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」の取組状況

県では、かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」を設置し、性犯罪・性暴力被害者への支援を行っている。

1 「かならいん」における証拠採取に係る取組

性被害の届出を躊躇する被害者の心身の負担を軽減しつつ、被害の潜在化防止を図るため、証拠採取^{*}に取り組んでいる。

※証拠採取 性犯罪・性暴力被害者が、後に届出の決意をした場合に備え、加害者由来のDNA等が含まれ、証拠となる可能性のある体液等を、あらかじめ、医療機関で被害者から採取し、保管しておく仕組み。

(1) 取組状況

- ・ 令和4年10月から、湘南鎌倉総合病院（鎌倉市）で証拠採取を実施している。
- ・ 被害者により身近な場所でも対応できるよう、他の医療機関にも働きかけを行い、証拠採取に取り組む医療機関の拡大を図っている。

(2) 令和7年2月からの対応

けいゆう病院（横浜市西区）で証拠採取を開始した。

2 「かならいん」におけるSNSを活用した相談

子ども・若者など、より幅広い層からの相談を受け入れやすくするため、従来の電話相談に加え、「かながわ性被害相談 LINE」を令和6年7月に開設した。

(1) 取組状況

対象：県内在住の性犯罪・性暴力被害者本人、又はその家族・友人等
相談受付日時：毎週火曜日・木曜日・日曜日の16時から21時まで

(2) 令和7年度からの対応

相談体制を充実するため、相談受付日を追加する。

3 「かならいん」における民間活力の活用

(1) 取組状況

平成29年8月の開設以来、「かならいん」における電話相談及び付添い等の支援は、県直営により実施している。

(2) 令和7年度からの対応

支援体制を強化するため、相談者が医療機関の受診等をする際の付添い支援について、犯罪被害者等支援の専門性を有する民間支援団体へ委託する。

IX 東日本大震災及び能登半島地震の被災地への任期付職員の派遣

本県では、東日本大震災の被災地の一刻も早い復旧・復興を支援するため、被災地のニーズ等を踏まえ、全国で最大規模の任期付職員を派遣している。

また、令和6年7月から能登半島地震の被災地へも任期付職員を新たに派遣している。

1 派遣状況

事務や土木、建築等の専門的な知識や経験を有する者を、本県の任期付職員として採用し、東日本大震災の被災3県（岩手、宮城、福島）の自治体に58人、能登半島地震の被災県（石川）の自治体に6人を派遣（計64人）している。

【派遣先別・分野別任期付職員派遣者数】（令和7年2月1日現在）

分野 派遣先	事務	土木	建築	林業	保健師	合計
岩手県内	1人	—	—	—	—	1人
宮城県内	1人	1人	—	—	—	2人
福島県内	14人	33人	7人	—	1人	55人
石川県内	3人	2人	—	1人	—	6人
合計	19人	36人	7人	1人	1人	64人

※ 数字は、環境農政局・県土整備局所管の派遣職員を含む

※ その他、県土整備局の常勤職員1名（土木）を石川県へ派遣

2 令和7年度の派遣

東日本大震災、能登半島地震ともに、継続要請のあった被災自治体に対し、引き続き、任期付職員を派遣することとして、現在選考手続を行っている。

3 派遣職員のフォローアップ

令和6年11月に、くらし安全防災局幹部職員等が派遣先を訪問し、派遣先及び派遣職員から、復興状況や現場の実態、本県の復興対策の参考となる取組などの聞き取りを実施した。

また、令和6年12月から令和7年1月にかけて、くらし安全防災局幹部職員等が派遣職員と意見交換を行ったほか、随時、電話やオンラインを用いた各種相談に応じるとともに、職務上参考となる情報を共有するなど、きめ細やかな対応を実施した。